

私は、提案された議案のうち議案第3号平成24年度一般会計予算について、反対しますので討論を行います。

この予算には可燃物処理施設建設の用地購入費を含む建設事務費及び地権者集落に対する地域振興費などの立地促進交付金が含まれて、国英（くにふさ）地区6ヵ集落を対象にします。当局は地元集落の話し合いを続けるという姿勢ですが、来年度中にすべての集落において、この事業への理解と用地買収への合意を得る見通しはありません。まず、裁判を提訴している部落と訴訟が解決するでしょうか。

また、共有地の登記人の半分が不買宣言をおこなっているもので、管理者が話し合いを期待している団体は、その存在さえ全部落で認められたものではなく、いまだに賛成も反対もいっしょに協議する可能性は全く見えません。むしろ、長年地域の発展のためにお互いが協力し合ってきた地域住民に対して、長年のごみ処理行政への協力に対して、いまの行政が最大限の深い敬意と高い評価を示さず、住民の様々な意見・疑問に納得できる態度を示していないことが、今日の事態を作り出しています。

このような住民の厳しい態度に対して、当局は議会が多数決で建設促進の決議をしていることを根拠に、予算計上しても行政への信頼と土地買収の同意が得られないと考えます。むしろ、裁判まで提起している部落の共有地の用地費まで含めていることに、すべての集落と住民が納得し、同意するとは到底思えません。

また、計上されている立地促進交付金、いわゆる地域振興費です。支給に関する要綱や基準もあきらかにしないまま計上することは、反対する集落や行政への不信を根強く持つ住民との話し合いと交渉を、一層厳しい局面をつくることにもなります。行政の基本である公正・公平の確保がされている予算とは言えず、賛成できません。

いま、市町で取り組まれている可燃物の分別・減量化対策を一層すすめるために、東部広域がその目標設定や年次目標、その計画と方針、そして施設規模の見直しについて、市町とその住民に示すことは重要かつ急がれる課題です。そのとりくみを東部広域がイニシアチブをもってすすめることこそ、全住民と共にごみ問題を解決する道であり、可燃物施設建設問題も前進するものであると指摘し、私の反対討論とします。